

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

## 評価実施機関名

野々市市長

## 公表日

令和5年6月5日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、個人番号が記載された届出、申請書及び請求書等の受理に係る次の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退並びに氏名・住所等の変更の届出を受理・審査し、日本年金機構に報告する。</li><li>国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請書および法定免除、産前産後期間の免除に関する届出を受理し、審査に必要な情報とともに日本年金機構に報告する。</li><li>各種年金(老齢基礎年金や障害基礎年金等)及び一時金(死亡一時金等)の請求に関する届出を受理し、日本年金機構に報告する。</li><li>年金生活者支援給付金の請求に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。</li><li>年金生活者支援給付金支給要件調査のための所得情報等を日本年金機構へ提供する。</li></ol>
システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、95
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部保険年金課
所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 倉 繁夫	保険年金課長 堀 秀次	事後	
平成29年1月4日	事務の概要	届出等を受理・報告	個人番号が記載された届出等を受理・報告	事後	
平成29年5月23日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	平成28年6月30日現在	平成29年4月28日現在	事後	
平成30年6月28日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 堀 秀次	保険年金課長	事後	
平成30年6月28日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	平成29年4月28日現在	平成30年5月16日現在	事後	
令和1年6月10日	- 1. 事務の名称	国民年金に関する事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	- 1. 事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、個人番号が記載された届出、申請書及び請求書等の受理に係る次の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>1. 適用関係 国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退並びに氏名・住所等の変更の届出を受理・審査し、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 免除関係 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請書および法定免除に関する届出を受理し、審査に必要な情報とともに日本年金機構に報告する。</p> <p>3. 給付関係 国民年金法の年金である給付及び一時金に関する届出を受理し、日本年金機構に報告する。障害基礎年金・特別障害給付金及び老齢福祉年金の支給に関する届出を受理し、必要な情報を日本年金機構に報告する。</p>	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、個人番号が記載された届出、申請書及び請求書等の受理に係る次の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>1. 国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退並びに氏名・住所等の変更の届出を受理・審査し、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請書および法定免除、産前産後期間の免除に関する届出を受理し、審査に必要な情報とともに日本年金機構に報告する。</p> <p>3. 各種年金(老齢基礎年金や障害基礎年金等)及び一時金(死亡一時金等)の請求に関する届出を受理し、日本年金機構に報告する。</p> <p>4. 年金生活者支援給付金の請求に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。</p> <p>5. 年金生活者支援給付金支給要件調査のための所得情報等を日本年金機構へ提供する。</p>	事後	
令和1年6月10日	- 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31	番号法第9条第1項 別表第一の31、95	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	平成30年5月16日現在	令和2年4月1日現在	事後	
令和3年6月1日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月21日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和5年6月5日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	